

【別記1】(申請書の様式)

○合法木材供給事業者認定申請書

○間伐材チップの確認証明に係る事業者認定申請書

○発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書

(注○印：申請する申請書名のみを記載すること。以下、同じ)

平成 年 月 日

社団法人 広島県木材組合連合会 殿

申 請 者

事業者の所在地：〒

事業者の名称：

代表者の氏名： ⑩

TEL 電： FAX：

メールアドレス：

貴団体の認定を得て

○木材・木製品の合法性・持続可能性の証明

○間伐材チップであることの証明

○発電利用に供する木質バイオマスの証明

を行いたいので、

「合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者等認定実施要領」に従い、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 創業年、従業員数：
- 2 取り扱う木材・木製品の主要品目、年間取扱数量：(別添のとおり)
- 3 事業所の敷地、建物及び施設(土場、倉庫等)の配置状況：(別添のとおり)
- 4 分別管理及び書類管理の方針：(別紙1～4例のとおり)
- 5 業種に○印をつけてください。

業種分類：1. 素材生産 2. 原木流通 3. 製材 4. 木材加工(チップ、集成材、合板、その他木質ボード)
5. 木材流通(製材品・木材加工品の流通) 6. 木材製品(文具、家具等)、7. 紙、紙製品 8. その他
9. 木材全般(1～5の業種)

- 6 その他：(適宜作成)
(認定資格(ISO、JAS等)を持っていれば記入して下さい)

【別記1ーア】(継続申請書の様式)

○合法木材供給事業者認定申請書(継続)

○間伐材チップの確認証明に係る事業者認定申請書(継続)

○発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書(継続)

(注○印：申請する申請書名のみを記載すること。以下、同じ)

平成 年 月 日

社団法人 広島県木材組合連合会 殿

申 請 者

事業者の所在地：〒

事業者の名称：

代表者の氏名： ⑩

TEL 電： FAX：

メールアドレス：

貴団体の認定を得て

○木材・木製品の合法性・持続可能性の証明

○間伐材等であることの証明

○発電利用に供する木質バイオマスの証明

を継続して行いたいので、

「合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者等認定実施要領」に従い、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 創業年、従業員数：
- 2 取り扱う木材・木製品の主要品目、年間取扱数量：(別添のとおり)
- 3 過去3年間の取扱い実績量：
- 4 事業所の敷地、建物及び施設(土場、倉庫等)の配置状況：(別添のとおり)
- 5 分別管理及び書類管理の方針：(別紙例のとおり)
- 6 業種に○印をつけてください。

業種分類：1. 素材生産 2. 原木流通 3. 製材 4. 木材加工(チップ、集成材、合板、その他木質ボード)
5. 木材流通(製材品・木材加工品の流通) 6. 木材製品(文具、家具等)、7. 紙、紙製品 8. その他
9. 木材全般(1～5の業種)

- 7 その他：(適宜作成)

(認定資格(ISO、JAS等)を持っていれば記入して下さい)

【別記2】(事業者認定書の様式)

- 合法木材供給事業者認定書
 - 間伐材チップの確認証明に係る事業者認定書
 - 発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定書
- (注○印：認定するもののみを記載すること。以下、同じ)

平成 年 月 日

殿

社団法人 広島県木材組合連合会
会長 山根 恒 弘
(広島市南区宇品西4丁目1番45号)

平成 年 月 日付で申請のありました、
○合法木材供給事業者認定申請
○間伐材チップの確認証明に係る事業者認定申請書
○発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請
について、当会の事業者等認定実施要領に基づき、下記のとおり認定します。

記

団体認定番号 : 広島(合法、間伐、木質バイオマス)一〇〇

事業者の所在地 : 〒

事業者の名称 :

代表者の氏名 :

認定の有効期間 : 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

(注) 申請内容に変更があった場合は、届け出て下さい。

【別記3】 証明書の様式

番号
平成 年 月 日

- 木材・木製品の合法性・持続可能性証明書
 - 間伐材チップの確認証明書
 - 発電用チップに係る間伐材等由来の木質バイオマス証明書
- (注○印：証明するもののみを記載すること。以下、同じ)

殿
(販 売 先)

事業者の所在地：〒
事業者の名称：
代表者の氏名：
認 定 番 号：

- 下記の物件は、
- 持続可能な森林経営を行っている森林から合法的に伐採された木材のみ
 - 間伐材のみ
 - 間伐材等由来の木質バイオマスのみ
- を原材料としており、適切に分別管理されていることを証明します。

記

- 1 樹 種 :
- 2 品 目 (注③) :
- 3 数 量 (注④) :

(注)

- ① 本様式による証明書の作成に代えて、既存の納品書等に上記の情報(団体認定番号、合法木材である等)を追加記載することで証明書とすることも可能です。
- ② 上記は合法性、持続可能性を証明する場合の例であり、合法性のみを証明する場合は持続可能性に係る記述を省略してください。
- ③ 丸太、製材、合板、集製材等を記述して下さい。
- ④ 商取引上の単位 (m³、本、kg、枚など) にて記述して下さい。

【別記4】 取扱実績報告

平成 年 月 日

社団法人 広島県木材組合連合会 殿

事業者の所在地：

事業者の名称：

代表者の氏名：

団体認定番号：

- 合法性・持続可能性の証明された木材・木製品の取扱実績報告
- 間伐材の証明された取扱実績報告
- 間伐材等由来の木質バイオマスであることが証明された木材の取扱実績報告
(注○印：報告するもののみを記載すること。以下、同じ)

「合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領第八」により、下記のとおり取扱実績を報告します。

記

1. 期 間	平成 年 月 日～平成 年 月 日	備 考
2. 木材の取扱量(総数)	原木(原料)入荷量 m^3 製品入荷量 m^3 製材品出荷量 m^3 チップ出荷量 m^3	
3. 上記2のうち合法木材であると証明されたもの	原木(原料)入荷量 m^3 製品入荷量 m^3 製材品出荷量 m^3 チップ出荷量 m^3	
4. 上記2のうち間伐材(チップ)であると証明されたもの	原木(原料)入荷量 m^3 チップ出荷量 m^3	
5. 上記2のうち間伐材等由来のバイオマスであると証明されたもの	原木(原料)入荷量 m^3 チップ出荷量 m^3	
6. 上記2のうち一般木質バイオマスであると証明されたもの	原木(原料)入荷量 m^3 チップ出荷量 m^3	

備 考：(注)

- ① 上記○合法性・持続可能性が証明された木材・木製品の実績を報告する場合の例であり、合法性のみの場合は持続可能性に係る記述を省略して下さい。
- ② 原木(原料)入荷量よりも製品出荷量が多くなる場合については、備考にその理由を記述して下さい。

【別記5】（認定取消通知書の様式）

認定事業者の認定取消通知書

平成 年 月 日

殿

社団法人広島県木材組合連合会
会長 山根 恒 弘

貴事業体については、平成 年 月 日付けで認定事業者として認定しましたが、「合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領」第十の規定により、平成 年 月 日付けでその認定を取り消したので通知します。

記

- 1 団体認定番号：
- 2 事業者の名称：
- 3 代表者の氏名：
- 4 事業者の所在地：
- 5 取消の理由：

別紙 1

分別管理及び書類管理方針書（例）

〇〇製材（株）

平成 年 月 日作成

本方針書は(社)広島県木材組合連合会が作成した「合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範(平成24年8月〇日)」を受け、**【合法性、持続可能性】、【間伐材の確認】、【発電利用に供する木質バイオマス】**の証明された木材・木材製品(以下「証明材」という。)の供給に当って必要となる分別管理の方針を定めたものである。

(注：下線については該当するもののみを記載すること。)

(適応範囲)

本方針書は、当社製材工場において、原木及び当該原木を原料として製造する製材品の取扱に当って適用する。

(分別管理責任者)

- ・ 分別管理を適切に行うため、〇〇〇〇(氏名) を分別管理責任者として定める。
- ・ 分別管理責任者は、**証明材**の適切な分別管理及びその実施状況の点検を、責任をもって行うものとする。

(分別管理の実施)

- ・ 原木の入荷に当っては、納品書等により**証明材**であるか、それ以外の木材であるかを確認する。
- ・ 原木の保管に当っては、**証明材**とそれ以外の木材が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識などにより明示する。
- ・ 製材加工に当っては、**証明材**とそれ以外の木材が混在しないように加工する。
- ・ 製材品の出荷に当っては、**証明材**であることを確認の上、納品書に記載する。
- ・ 製材品の保管に当っては、**証明材**を原料として製造した製材品と、それ以外の木材を原料として製造した製材品が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。

(書類管理)

- ・ 分別管理責任者は、**証明材**及びそれ以外の木材に係る原木消費量および製品生産量を実績報告として取り纏める。
- ・ **証明材**の入出荷、在庫に関する情報が把握できるよう管理簿を備え付け適切に記載する。
- ・ 証明書及び納品書、管理簿等の関係書類は、5年間整理保管する。

別紙 2

分別管理及び書類管理方針書（例）

〇〇流通業者(問屋)

平成 年 月 日作成

本方針書は(社)広島県木材組合連合会が作成した「合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範(平成24年8月〇日)」を受け、【合法性、持続可能性】、【間伐材の確認】、【発電利用に供する木質バイオマス】の証明された木材・木材製品(以下「証明材」という。)の供給に当って必要となる分別管理の方針を定めたものである。

(注：下線については該当するもののみを記載すること。)

(適応範囲)

本方針書は、当社において、当該原木を原料として製造された製材品の取扱に当って適用する。

(分別管理責任者)

- ・ 分別管理を適切に行うため、〇〇〇〇(氏名) を分別管理責任者として定める。
- ・ 分別管理責任者は、**証明材**の適切な分別管理及びその実施状況の点検を、責任をもって行うものとする。

(分別管理の実施)

- ・ 製材品の入荷に当っては、納品書等により**証明材**であるか、それ以外の木材であるかを確認する。
- ・ 製材品の保管に当っては、**証明材**とそれ以外の木材が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。
- ・ 製材品の出荷に当っては、**証明材**であることを確認の上、納品書に記載する。

(書類管理)

- ・ 分別管理責任者は**証明材**及びそれ以外の木材に係る製材品の入出荷量を実績報告として取り纏める。
- ・ **証明材**の入出荷、在庫に関する情報が把握できるよう管理簿を備え付け適切 に記載する。
- ・ 証明書及び納品書、管理簿等の関係書類は、5年間整理保管する。

別紙 3

分別管理及び書類管理方針書（例）

〇〇林業（株）

平成 年 月 日作成

本方針書は(社)広島県木材組合連合会が作成した「合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範(平成24年8月〇日)」を受け、【合法性、持続可能性】、【間伐材の確認】、【発電利用に供する木質バイオマス】の証明された木材・木材製品(以下「証明材」という。)の供給に当って必要となる分別管理の方針を定めたものである。

(注：下線については該当するもののみを記載すること。)

(適応範囲)

本方針書は、当社において、原木及び当該原木の取扱に当って適用する。

(分別管理責任者)

- ・ 分別管理を適切に行うため、〇〇〇〇(氏名) を分別管理責任者として定める。
- ・ 分別管理責任者は、**証明材**の適切な分別管理及びその実施状況の点検を、責任をもって行うものとする。

(分別管理の実施)

- ・ 原木の入手に当っては、伐採届けなどにより**証明材**であるか、それ以外の木材であるかを確認する。
- ・ 原木の保管に当っては、**証明材**とそれ以外の木材が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識などにより明示する。
- ・ 原木の出荷に当っては、**証明材**であることを確認の上、納品書に記載する。

(書類管理)

- ・ 分別管理責任者は、**証明材**及びそれ以外の木材に係る原木生産量を実績報告として取り纏める。
- ・ **証明材**の入出荷、在庫に関する情報が把握できるよう管理簿を備え付け適切に記載する。
- ・ 証明書及び納品書、管理簿等の関係書類は、5年間整理保管する。

別紙 4

分別管理及び書類管理方針書（例）

〇 〇市場
平成 年 月 日作成

本方針書は(社)広島県木材組合連合会が作成した「合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範(平成24年8月〇日)」を受け、【合法性、持続可能性】、【間伐材の確認】、【発電利用に供する木質バイオマス】の証明された木材・木材製品(以下「証明材」という。)の供給に当って必要となる分別管理の方針を定めたものである。

(注：下線については該当するもののみを記載すること。)

(適応範囲)

本方針書は、当市場において、原木及び当該原木を原料として製造された製材品の取扱に当って適用する。

(分別管理責任者)

- ・ 分別管理を適切に行うため、〇〇〇〇(氏名) を分別管理責任者として定める。
- ・ 分別管理責任者は、**証明材**の適切な分別管理及びその実施状況の点検を、責任をもって行うものとする。

(分別管理の実施)

- ・ 原木の入荷に当っては、納品書等により証明材であるか、それ以外の木材であるかを確認する。
- ・ 原木及び製材品の保管に当っては、**証明材**とそれ以外の木材が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識などにより明示する。
- ・ 原木及び製材品の出荷に当っては、**証明材**であることを確認の上、納品書に記載する。

(書類管理)

- ・ 分別管理責任者は、**証明材**及びそれ以外の木材に係る原木および製材品の入出荷量を実績報告として取り纏める。
- ・ **証明材**の入出荷、在庫に関する情報が把握できるよう管理簿を備え付け適切に記載する。
- ・ 証明書及び納品書、管理簿等の関係書類は、5年間整理保管する。

別記1-1

- 合法木材供給事業者認定
 - 間伐材チップの確認証明に係る事業者認定
 - 発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定
- に係る経費

認定手数料

書類審査のみの場合	<u>1万円</u>
現地調査が必要な場合	<u>実費</u>

維持費

年額1万2千円

別 添

取り扱う木材・木製品の主要品目：

年間取扱量：

m³

分別管理及び書類管理の方針

別紙のとおり

事業所の敷地、建物の施設(土場、倉庫)の配置状況